

# 令和 8 年度島根県農薬危害防止運動実施要領

令和 8 年 5 月 2 7 日制定

## 第 1 趣 旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、県民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来から、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）及び毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づく取締り等を行うとともに、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用並びに地域及び関係機関の連携協力体制の強化等に努めてきたところである。

しかしながら、全国では農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、家畜、周辺環境等に対する被害の発生事例や、農薬の不適正な使用により、農作物から食品衛生法に基づく残留基準を超えて農薬が検出される事例が依然として確認される状況にある。

また、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子供等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

加えて、全国では農薬登録を受けることなく、農薬としての効能効果をうたっている資材や、成分からみて農薬に該当する資材が販売及び使用される事例も確認され、引き続きそのような資材の販売及び使用を根絶するための周知・指導の強化を図っていく必要がある。

農薬取締法において、「農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努める（一部抜粋）」とされており、農薬の適正使用等に関する必要な知識の普及、農薬の使用に関する情報提供等を通じて農薬使用者の自発的な知識・理解の向上や適正使用を図っていく必要がある。

以上を踏まえ、農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬の不適正な取扱いやそれに伴う事故等を未然に防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

## 第 2 期 間

令和 8 年 6 月 1 日から同年 8 月 3 1 日までの 3 か月間

## 第 3 実施事項

- (1) 農薬危害防止に関する重点推進事項の策定
- (2) 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発（インターネット、ポスター等）
- (3) 農薬販売者・使用者への指導
- (4) 医療関係機関との連携

(5) 運動中に実施した活動や取組に係る検証の実施

#### **第4 推進体制**

(1) 実施主体 島根県

(2) 協力機関 市町村、全国農業協同組合連合会中四国広域営農資材事業所島根推進課、島根県農業協同組合、島根県農業振興協会、島根県農薬卸商協会、その他関係機関及び団体等

## 令和8年度重点推進事項

### 1 農薬の適正使用等についての取り組み

#### (1) 農薬使用基準の遵守及び使用履歴の記帳の徹底

農薬による危害の防止及び農作物の安全確保のため、農薬の使用に当たっては、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）を踏まえ、適用作物、使用量、希釈倍数、使用時期及び使用回数等の農薬使用基準、適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項並びに最終有効年月の遵守を徹底する。併せて、農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、使用した農薬の種類や名称、単位面積当たりの使用量や希釈倍数を内容とする、使用履歴の記帳を徹底する。（「農薬適正使用の徹底について」（平成22年12月15日付け22消安第7478号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）及び「農薬の不適正使用により健康に悪影響を及ぼすおそれがある事案の発生及び農薬の適正使用に係る指導の徹底」（令和2年12月24日付け消安第4308号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

また、**別紙1**「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」について十分留意し、島根県農業協同組合及び市町村等関係機関と連携しながら、農薬の適正使用に必要な知識向上や情報収集に努め、不適正使用を未然に防止する。

加えて、GAP（農業生産工程管理）の実施が、農薬の適正使用に関しても有効な手段であることに鑑み、農薬使用に当たっては、「国際水準 GAP ガイドライン」（令和4年3月8日付け3農産第3417号農林水産省農産局長通知）や県版 GAP である安全で美味しい島根の県産品認証制度（愛称：美味しまね認証制度）の生産工程管理基準で求められる農薬の適正使用に関連する事項等を参考として、具体的な取り組みを行うこと。

さらに、適用のない作物に誤って農薬を使用することのないよう、必ず使用前にラベルを確認すること。同じ科に属する作物であっても形状や栽培形態が異なったり、名称や形状が似ていても異なる作物であれば、使用できる農薬や使用方法が異なる場合があることに注意すること。誤認しやすい農作物については、別表及び県作成リーフレット「その作物にその農薬使えますか？」を参考にし、特に留意すること。

なお、農薬登録番号等、農薬取締法第16条に規定する表示がないのに、農薬としての効能効果をうたい、又は病害虫の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、その資材を使用することは、農薬取締法第24条に違反する可能性があるため、このような資材を使用しないこと。

医療や畜産の分野での薬剤耐性菌対策について、世界的に関心が高まっている。農作物等の防除における抗菌剤（殺菌剤）の使用に関しては、農作物等の病害虫防除の分野での薬剤耐性菌の発達も重要な課題であるところ、同一系統の薬剤の連続散布を避け、病害虫の発生状況に応じた計画的かつ必要な範囲での使用が重要であることに留意すること。

#### (2) 隣接地への飛散防止

農薬を散布する際は、風の強さ・方向、飛散の少ない剤型の選択等に配慮して飛散防止に努める。

特に J A S 法に基づく有機農産物やしまねエコ農産物の生産ほ場のほか、養蜂・

養蚕地の周辺で農薬を散布する場合には、飛散による被害が発生しないよう十分注意する。

## 2 農薬による事故を防止するための取り組み

### (1) 農薬使用者の事故防止

農薬使用者は、関係法令及び**別紙2**「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」に十分留意するとともに、日頃から健康管理に努める。特に、農薬の使用にあたっては防護装備着用の徹底を行う。

なお、令和2年4月以降に登録が申請された新規成分を含む農薬及び再評価を受けた農薬については、被害防止方法として、作物及び使用方法ごとに防護装備の着用が設定される場合があるため、ラベルをよく確認のうえ使用する。

また、被覆を要する土壌くん蒸剤について、全国では農薬使用者が適切に被覆を行わなかったこと等を主な原因とする事故が毎年報告されていることから、**別紙2**に示す適正な取扱いに留意する。

万が一事故が起きた場合は、医療機関に対して該当農薬を正確に伝達する等適切な対応をとるとともに、日頃から事故時の連絡体制を整備する。

### (2) 住宅地等における危害防止

学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所（市民農園や家庭菜園を含む）において農薬を使用する場合は、農薬の飛散が周辺住民や子供等に健康被害を及ぼすことがないように、農薬使用者は農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じるとともに、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周辺住民への周知を行う。また、これら危害防止対策が示されている「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け消安第175号・環水大土第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）の事項を遵守する。

平成29年度には、他県の公立小学校において児童が授業を受けている時間帯に敷地内樹木の害虫駆除を目的として農薬が散布され、それにより体調不良を訴えた児童が病院に搬送される事案が発生した。このような被害を防ぐために、学校の施設管理者及び作業を受託する防除業者等は、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯には農薬散布を実施しないなど、散布日・時間帯に最大限配慮する。

さらに、農薬使用者等だけでなく、県及び市町村の施設管理部局、集合住宅の管理業者等、施設内や住宅地周辺の植栽管理のために病虫害防除を委託する可能性がある者に対し、県及び市町村は啓発資料等を活用した積極的な情報提供により、本通知に記載されている指導内容を周知する。

### (3) 無人航空機防除における危害及び事故の防止

無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、関係法令等を遵守するとともに、事前に、散布する日時、散布する農薬の種類、実施主体の連絡先等について、周辺住民等への周知を行うこと。また、散布を実施する際は、散布区域内及びその周辺における危害防止に万全を期すとともに、作業関係者の安全を十分に確保する。また、これら留意事項が示されている国の「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知）、県の「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン実施規程」（令和元年7月

30日付け農園第497号)及び「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン実施規程」(令和元年7月30日付け農園第497号)を遵守する。

#### (4) 農薬の保管管理及び不要な農薬等の適正処分

農薬使用者は、農薬の誤飲・誤食による中毒事故の発生その他農薬による危害や悪用を防止するため、関係法令及び**別紙2**「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」に十分留意する。

農薬やその希釈液、残渣等はペットボトル、ガラス瓶等の飲食品の空容器等へ移し替えたりせず、施錠のされた場所に保管する等、保管管理を徹底する。また、誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は農薬保管庫の近くに置かないこと。万が一、容器の破損等により他の容器へ移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応策を講じる。

また、使用しなくなった農薬については、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者へ依頼する等により適正に処理する。加えて、空容器についても、関係法令を遵守して適切な処理を行うよう留意する。

なお、毒劇物(毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物をいう。以下同じ。)たる農薬が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。また、毒劇物たる農薬が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出る。

### 3 農薬の適正販売についての取り組み

農薬販売者等は、農薬を販売するに当たって、関係法令を遵守する。

特に、毒物及び劇物取締法上の毒物及び劇物たる農薬の販売者は、**別紙3**に掲げる適正販売強化対策に十分留意する。

また、農薬登録番号等、農薬取締法第16条に規定する表示がなく、農薬としての効能効果をうたっている又は病虫害の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、その資材を販売することは、農薬取締法第18条第1項に違反する可能性があるため、このような資材を販売しない。

#### 1) インターネットを利用した農薬販売の留意事項

インターネットによる通信販売やオークション等の普及に伴い、全国では、農薬販売においても、販売の届出を行うことなく農薬を販売したり、小分けした農薬を販売したりする不適切な事例が確認されている。

このため、インターネットによる通信販売やオークションにおいても、農薬を販売する場合は届出が必要であること、小分けした農薬を販売してはならないこと等を利用者に周知するため、県の農薬販売者の届出に関するホームページに掲載する等により周知を図る。

#### 2) 農薬として使用できない除草剤の販売に係る留意事項

農薬に該当しない除草剤(農薬取締法第22条第1項に規定する農薬以外の薬剤であって除草に用いられる薬剤をいう。以下同じ。)を農作物等の栽培・管理に使用することはできないが、近年、ドラッグストアやいわゆる100円ショップ等において、農薬に該当しない除草剤が多く販売されるようになっており、また、インタ

一ネットを通じた販売・購入も容易になっている。さらに、農薬に該当しない除草剤の容器・包装や販売所における「非農耕地専用」という表示が、当該除草剤の購入者に、農耕地でなければ使用できる（例：公園、緑地等であれば植栽管理に用いることができる）との誤解を与える事例が確認されている。

このため、農薬に該当しない除草剤の販売に当たっては、以下の事項について留意すること。

- ア 容器又は包装に、農薬として使用することができない旨を表示する。
- イ 販売所ごとに、公衆の見やすい場所にも、農薬として使用することができない旨を表示する。
- ウ 農薬と誤解して購入されないよう、商品の陳列に十分注意する。
- エ 農耕地以外の場所であっても、農作物等の栽培・管理に使用することができない旨の周知に努める。
- オ インターネットで販売する場合には、対面での説明ができないことに鑑み、販売サイトにおいて、判読しやすい文字サイズにより農薬として使用できない旨を記載するなど、分かりやすい情報提供に努める。

#### 4 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

##### (1) 蜜蜂の被害防止対策

農薬による蜜蜂の被害については、農林水産省が行った平成 25 年度から平成 27 年度までの被害事例調査により、次のア、イが確認されたことを踏まえ、関係する農薬使用者と養蜂家との間で情報共有を行うほか、被害軽減のための対策に努める。

- ア 特に水稻のカメムシ防除の時期に発生が多く、巣箱の周辺で採取された死虫から検出された殺虫剤の多くはカメムシ防除に使用可能なものであったこと及び周辺に水稻が栽培されていない地域等でも被害事例の報告があったこと。
- イ 被害を軽減させるためには、農薬使用者と養蜂家との間の情報共有、養蜂家の行う巣箱の設置場所の工夫・退避、蜜蜂に影響がない状況下での巣箱の網掛け、農薬使用者の行う農薬の使用の工夫等の対策が有効であることが確認されたこと。

##### 【被害軽減のための具体的対策】

###### 1) 養蜂家

- ・蜜蜂がカメムシ防除を始めとした農薬に暴露する確率が高い場所（水田で囲まれた場所や周辺に水稻以外の花粉源が少ない場所等）に巣箱を設置することは控えること。
- ・カメムシ防除を始めとした農薬の散布時、巣箱を農薬が散布されるほ場の周辺から退避させること。
- ・農薬が散布されている間、巣箱を日陰に設置するほか、水飲み場の確保等により巣箱内の温度の上昇を抑制するなど、蜜蜂に影響がない状況下での巣箱の網掛けを検討すること。
- ・日頃から巣箱の移動手段を検討するとともに、退避場所における新たな蜜源を確保するなどの取組に努めること。

###### 2) 農薬使用者

- ・使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守するとともに、適時適切な防除を心がけること
- ・農薬の再評価等の結果を受けて被害防止方法が新たに追加される農薬については、農林水産省や農薬メーカーから提供される情報に基づき都道府県が作成する防

除指針及び生産者団体が作成する防除暦を確認したうえで、使用すること

- ・農薬の散布は、蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前8時～12時まで）を避け、可能な限り、早朝又は夕刻に行うこと。
- ・蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤等）の殺虫剤を使用すること。
- ・害虫の発生源になるほ場周辺等の雑草管理については、これまでも栽培管理の一環として実施されてきたところであるが、蜜蜂の開花雑草への訪花を防ぐためにも、農薬を使用するほ場の畦畔や園地の下草等の雑草管理を行うこと。

【情報提供】 ・無人航空機による農薬散布を行う農薬使用者は、散布を行う周辺の蜜蜂飼育場所に関する情報が必要な場合、島根県農林水産部畜産課に問い合わせることができる。

## （2）水域の生活環境動植物の被害及び水質汚濁の防止対策

散布時又は散布後の農薬が、河川や湖沼へ流出することにより、水域の生活環境動植物など環境への被害が生ずることのないよう十分配慮する。特に水田において農薬を使用するときは、適切な水管理を徹底するとともに農薬散布したほ場の土壌が流出しないよう留意する。

また、不要となった農薬の水路への投棄や、散布液の流出により、水域の生活環境動植物に甚大な被害を与えることがないように、散布液は必要な量だけを正確に調製する。

なお、特定の農薬を地域で集中して使用する場合、その農薬に感受性の高い生物種に著しい被害が生じることが懸念されることから、できるだけ集中させず多様な農薬を組み合わせるよう努める。

さらに、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び水域の生活環境動植物被害を未然に防止するため、各ゴルフ場は「島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱」（平成8年12月27日島根県告示第1075号（最終改正：令和5年4月1日））を遵守する。

## 農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

## 1 適用のない作物への使用、飛散等

	原因	防止対策
1	使用する農薬の適用のない作物に当該農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用できるため、当該農薬についても、当該作物に使用できると誤解したもの	農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
2	使用する農薬の適用のない作物と名前や形状の類似した適用作物があるため、当該適用のない作物にも当該農薬が使用できると誤解したもの	名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
3	防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から当該農薬が検出されることとなったもの	農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
4	別の農作物の育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壌で当該農薬の適用のない作物を栽培したため、当該適用のない作物から当該農薬が検出されることになったもの	育苗箱に農薬を使用する際は、あらかじめその下にビニールシートを敷いておくなど、農薬が周囲にこぼれ落ちないように注意する。
5	農薬を散布したほ場の近隣のほ場で栽培していた別の農作物から飛散により付着した農薬が検出されたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。</li> <li>・飛散低減ノズルを使用する。</li> <li>・ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。</li> <li>・適正な散布圧力、散布量で散布を行う。</li> <li>・農薬が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。</li> </ul>
6	複数の農作物を混植していたため、散布対象以外の農作物にも農薬が散布されたもの	混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも農薬が飛散することを考慮して、混植している全ての作物に使用できる農薬を選択する。
7	最終有効年月を過ぎた農薬を使用した結果、農薬購入時から使用するまでの間に使用基準及び残留農薬基準値が変更されていたため、残留農薬基準値を超過して農薬成分が検出されることとなったもの	最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。

## 2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

	原因	防止対策
1	使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足によるもの	日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルをその都度確認する。
2	農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用したことによるもの	農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
3	農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が長く設定されている農薬について、その使用からの経過日数の確認不足によるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用時期と農作物の収穫予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。また、同じ農作物であっても早生や晩生など収穫時期が異なる品種を混植している場合は、それぞれの収穫予定日を確認した上で農薬を使用する。</li> <li>・農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。</li> </ul>
4	同一の有効成分を含む複数の農薬の使用によるもの	同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

## 3 環境への流出

	原因	防止対策
1	使用した農薬がほ場外に流出し、又は使用した残りの農薬、若しくは農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことにより、周囲の水域の生活環境動植物に被害を与え、又は河川等に流出したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。</li> <li>・不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適切に処理する。</li> </ul>

農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

1 人に対する事故

	原因	防止対策
農薬散布前	1 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備によるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬の調製又は散布を行うときは、農業用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。</li> <li>散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。</li> </ul>
	2 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子どもや散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。</li> <li>農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子どもの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。</li> <li>住宅地等に近接する場所においては、被覆を要する土壌くん蒸剤の使用以外の防除方法を検討する。やむを得ず、使用する場合は、農薬の揮散によって周辺住民等に健康被害が生じないように最大限注意するとともに、事前に周辺住民に対して十分な時間的余裕をもって幅広く周知する。</li> </ul>
	3 強アルカリ性の農薬と酸性肥料を混用したため、有毒ガスが発生したことによるもの	強アルカリ性の農薬は、ラベルに記載されている「酸性肥料等との混用は絶対にしないこと」の注意事項を遵守する。
	4 散布作業前日に飲酒または睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。</li> <li>体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。</li> </ul>
農薬散布中	1 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの	居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。
	2 学校に児童・生徒がいる日・時間帯に農薬散布が実施されたことによるもの	学校敷地への農薬散布は、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯に実施しない。

	3	強風時の散布により周辺の者が農薬に暴露したり、風上に向かっての散布等により散布作業者自身が農薬に暴露したことによるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。</li> <li>・風上に向かっての散布、水稻の病害虫防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることがないように十分に注意する。</li> </ul>
	4	土壌くん蒸剤の使用に当たって、直ちに被覆をしない、十分な被覆を行わなかったなど適切な揮散防止措置を講じなかったことによるもの	<p>クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、直ちに適正な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行う。</p> <p>また、以下の事項に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、防護マスク等の防護装備の着用、施用直後に適正な材質及び厚さの資材を用いて被覆を完全に行うこと等の安全確保を徹底する。</li> <li>② ビニールハウス等の施設での栽培においては、施設内であっても施用直後に被覆を完全に行い、臭気が残っている期間は施設内に人が立ち入らないようにする。</li> <li>③ 使用場所や周辺の状況に十分配慮して防除を行うこと。</li> </ol>
	5	炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの	炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。
	6	散布の途中に農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの	散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。
農薬散布後	1	通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの	公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
	2	土壌くん蒸中のほ場管理が不適切であったことによるもの	土壌くん蒸中は、適正な厚さの資材による被覆状態を維持するとともに、ほ場に立て札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
	3	散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの	散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。

保管・廃棄	1	<p>農薬をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に移し替えていた、保管庫に施錠をしてなかった等、保管管理が不適切だったため、高齢者、認知症を発症している方、子供等が誤飲したことによるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。また、散布や調製のため保管庫等から農薬を持ち出した際には、子供や作業に関係のない者が誤って手にすることのないよう、農薬から目を放さず、作業終了後は速やかに保管庫等に戻す。</li> <li>・農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えしない。</li> <li>・農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫等の近くに置かない。</li> <li>・万が一、容器の破損等により他の容器に移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応を講じる。</li> </ul>
	2	<p>使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりしたことによるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。</li> <li>・不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。</li> </ul>
	3	<p>農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの</p>	

#### その他農薬使用者のための一般的注意事項

1	<p>農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等に関する注意事項を遵守する。</p>
2	<p>散布作業後は、手足だけでなく、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。</p>
3	<p>農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。</p>
4	<p>初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、農業普及担当部署や病害虫防除所等に相談する。</p>

## 2 周囲の農作物・家畜等への被害

	原因	防止対策
1	周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。</li> <li>・飛散低減ノズルを使用する。</li> <li>・ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。</li> <li>・適正な散布圧力、散布量で散布を行う。</li> <li>・薬剤が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。</li> </ul>
2	農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱で蜜蜂のへい死が発生したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。</li> <li>・使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守する。</li> <li>・水稻農家は養蜂家と協力し、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時～12時）における農薬の散布を避ける、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施する。</li> <li>・養蜂が行われている地区では、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。</li> </ul>
3	本来、害虫駆除の目的で使用する農薬を、作物を害する野生生物の駆除目的で食品に塗布して畑に置いていたため、散歩中のペットが誤食したことによるもの	本来の目的や使用方法以外で農薬を使用しない。
4	不要になった農薬を河川に投棄したため、魚がへい死したもの	不要になった農薬やその希釈液等は、河川や水路等に投棄せず、適正に処分する。

## 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

### 1 毒劇物たる農薬の悪用等の不適切な使用の要因

- (1) 当該農薬の譲受人である農家等が、毒物及び劇物取締法の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。
- (2) 購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、譲受人以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。
- (3) 当該農薬をペットボトルや水筒等の通常飲食に使用される容器に移し替えてしまい、誤飲・誤食事故を起こしてしまうことが考えられる。

### 2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

- (1) 特に、毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たっては、販売業の登録を受けることなく毒劇物を販売し、又は授与することは毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (2) 毒劇物の廃棄に当たっては、関係法令に従った廃棄を行う必要があることを譲受人に伝える。
- (3) 毒劇物たる農薬は、毒劇物の指定がない農薬とは別の場所に保管し、施錠をするなど適正な保管管理が行われるよう譲受人に伝える。
- (4) 毒劇物たる農薬を、飲食物の容器として通常使用される物に移し替えることは、毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (5) 毒物及び劇物取締法第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。
- (6) 譲受人の言動等から安全かつ適正な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。
- (7) インターネットを利用した農薬の販売においても、毒劇物たる農薬の譲渡に当たっては、譲受人の身元並びに毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかを十分確認するとともに、一般消費者への販売等を自粛する。

別表：農薬登録における誤認しやすい農作物の例

1	だいず	えだまめ	
2	いんげんまめ	さやいんげん	
3	キャベツ	メキャベツ	
4	ブロッコリー	茎ブロッコリー	
5	しょうが	葉しょうが	
6	しょうが	うこん	
7	たまねぎ	葉たまねぎ	
8	レタス	非結球レタス	
9	トマト	ミニトマト	
10	ピーマン	ししとう	
11	だいこん	はつかだいこん	
12	しそ	しそ（花穂）	
13	やまのいも	やまのいも（むかご）	
14	さくら	食用さくら（葉）	
15	てんさい	かえんさい	
16	メロン	漬物用メロン	
17	すいか	漬物用すいか	
18	とうもろこし（子実）	未成熟とうもろこし	ヤングコーン
19	しゅんぎく	きく	食用ぎく
20	ねぎ	わけぎ	あさつき
21	にんにく	にんにく（花茎）	葉にんにく